

京 都 大 学 図 書 館 保 管 資 料 特 別 利 用 規 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、京都大学（以下「本学」という。）の附属図書館、部局図書館及び部局図書室（以下「図書館」という。）の保管に係る有形の資料及びそのデジタルデータ（以下「資料等」という。）の特別利用に関し必要な事項を定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(特別利用の手続)</p> <p>第3条 特別利用を希望する者は、当該資料等を保管する図書館の長（部局図書館及び部局図書室にあっては当該部局の長。以下同じ。）に特別利用願（様式1）を提出して許可を受けなければならない。</p> <p>2 特別利用を希望する者は、申請にあたって、当該資料等に、寄託者、著作権者、所有権者等があるものについては、当該権者の同意を得ていることを示す書面を特別利用願に添付しなければならない。</p> <p>(特別利用の許可)</p> <p>第4条 特別利用の許可は、当該資料等を保管する図書館の長が、その特別利用を希望する者及び利用の目的等が適当であると認められる場合に限り、特別利用許可書（様式2）を発行して行うものとする。</p> <p>2 当該資料等を保管する図書館の長は、前項の許可をする場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 資料を撮影する場合は、その原フィルムを当該図書館に寄贈すること</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(利用料)</p> <p>第6条 第4条第1項の許可を得た者は、利用料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(利用料の免除)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる場合においては、第6条第1項の規定にかかわらず、利用料の納付を免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人が行う学術研究、教育又は文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(資料等の損傷)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、京都大学（以下「本学」という。）の附属図書館、部局図書館及び部局図書室（以下「図書館」という。）の保管する有形の資料及びそのデジタルデータ（以下「資料等」という。）の特別利用に関し必要な事項を定める。</p> <p>(特別利用の手続)</p> <p>第3条</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(特別利用の許可)</p> <p>第4条</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(1)・(2)</p> <p>(3) 資料を撮影する場合は、その原フィルム又はデジタルデータを当該図書館に寄贈すること</p> <p>(4)～(7) (同 左)</p> <p>(利用料)</p> <p>第6条</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(利用料の免除)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>(1) 国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人が行う学術研究、教育又は文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) <u>公益法人が行う営利を目的としない学術研究、教育又は文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合</u></p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5) (同 左)</p> <p>(資料等の損傷)</p>

<p>第10条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規則の運用に関し必要な事項は、附属図書館長が定める。</p> <p>別表第1～別表第3 様式1 } (略) 様式2 }</p>	<p>第10条 (同左) <u>(インターネット上で公開するデジタルデータの特別利用)</u></p> <p>第11条 <u>図書館の保管する資料等のデジタルデータのうち、インターネット上で公開するもので、当該資料等を保管する図書館の長が指定するものについては、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、特別利用の手續及び利用料の納付を要しない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合における特別利用の条件は、別途定めるものとする。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 (同左)</p> <p>附 則 この規則は、平成29年10月26日から施行する。</p> <p>別表第1～別表第3 様式1 } (同左) 様式2 <u>(別添)</u></p>
---	--

〇〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 殿

(許可権者)  
京都大学〇〇部局長  
〇〇 〇〇 印

## 特別利用許可書

平成 年 月 日付けで願い出のあった特別利用については、下記により許可します。

### 記

- 許可資料名
- 利用目的
- 許可の条件
  - 掲載、又は収録等する場合は、京都大学〇〇〇〇図書館（室）所蔵の旨を明記すること
  - 発行等を行なったときは、当該刊行物を2部当該図書館に寄贈すること
  - 資料を撮影する場合は、その原フィルム又はデジタルデータを当該図書館に寄贈すること
  - 特別利用で生成したデータ等を無断で改変しないこと
  - 許可された目的以外に使用しないこと。なお、許可された目的以外に使用した場合には、利益を得たか否かを問わず、本学が定める違約金を支払うこと
  - 資料等を損傷したときは、当職と協議の上で弁償すること
  - 特別利用の際は、係員の指示に従うこと
- 利用料  
\_\_\_\_\_ 円  
(上記の料金を平成 年 月 日までにお支払いください。)
- 納入方法  
別紙請求書等により指定銀行口座にお振り込みください。